

第三期 特定健康診査等実施計画

沖縄県市町村職員共済組合

平成30年4月

第三期特定健康診査等実施計画

[目 次]

- 第一 目的
- 第二 沖縄県市町村職員共済組合の現況
- 第三 達成目標
 - 1 特定健康診査の実績に係る目標
 - 2 特定保健指導の実施に係る目標
 - 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
- 第四 特定健康診査等の対象者数
- 第五 特定健康診査等の実施方法
- 第六 個人情報保護
- 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

第一 目的

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、構造改革が求められている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年 法律第80号）に基づいて、当共済組合においても40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに、6年を一期とし、今回第3期を定めるものとする。

第二 沖縄県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町村役場・一部事務組合（以下「所属所」という。）に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療・年金・及び福祉の三事業を行っている。

平成29年度末の所属所数は11市、11町、19村、28一部事務組合等の計69となっている。

組合員数（任意継続組合員を含む。）は、13,508人で、男性8,862人（65.6%）女性4,646人（34.4%）、平均年齢は41.7歳となっており、被扶養者数（任意継続組合員の被扶養者を含む。）は17,217人で、男性7,384人（42.9%）女性9,833人（57.1%）、平均年齢は18.0歳である。

健康診断について、組合員にあつては、所属所の事業主健診又は当共済組合の人間ドックにより行っている。

現在42カ所の健診機関との間で契約して人間ドックを実施している。

また、被扶養者（任意継続組合員とその被扶養者含む）にあつては、各市町村が実施する住民健診、沖縄県保険者協議会及び地方職員共済組合協議会による集合契約（以下、「集合契約」という。）又は当組合の配偶者人間ドック（任意継続組合員の配偶者除く）により実施している。

特定保健指導について、人間ドックを受検した医療機関又は集合契約医療機関で保健指導を行い、さらに組合員には委託業者による所属所派遣型保健指導も行っている。

第三 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率は基本的には90%とする。
なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

(%)

区 分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
組 合 員	92	93	94	95	95	95
被扶養者	50	55	60	65	70	76
計	81	83	85	87	88	90

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を45%にする。
なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

(人)

区 分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査受診者数	9,830	9,816	9,802	9,788	9,774	9,760
特定保健指導対象者数	1,886	1,862	1,834	1,802	1,750	1,697
実 施 率	35%	37%	40%	42%	44%	45%

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該者及び予備群の減少率を25%以上とする。（国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定。）

第四 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査

(人)

区分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
組合員	7,232	7,222	7,212	7,202	7,192	7,182
被扶養者	2,598	2,594	2,590	2,586	2,582	2,578
計	9,830	9,816	9,802	9,788	9,774	9,760

2 特定保健指導

組合員＋被扶養者

(人)

区分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査受診者数		9,830	9,816	9,802	9,788	9,774	9,760
特定保健指導	対象者数	1,886	1,862	1,834	1,802	1,750	1,697
	実施者数	663	697	726	755	768	765
	実施率	35%	37%	40%	42%	44%	45%

第五 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

① 特定健康診査

組合員については、所属所が行う事業主健診の健診機関及び当共済組合が実施する人間ドック契約健診機関とする。

被扶養配偶者については、当共済組合が実施する配偶者人間ドック契約健診機関及び住民健診を行う市町村、集合契約に基づく健診機関で実施する。被扶養配偶者以外の被扶養者（任意継続組合員とその被扶養者含む）については、住民健診を行う市町村及び集合契約に基づく健診機関で実施する。

② 特定保健指導

組合員については、人間ドックを受健した医療機関又は集合契約医療機関、委託業者による派遣型保健指導を各所属所で行う。

被扶養者（任意継続組合員とその被扶養者含む）については、人間ドックを受健した医療機関又は集合契約医療機関で行う。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 契約形態

① 特定健康診査

人間ドック健診機関と個別契約又は集合契約を行い、集合契約については代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行う。

② 特定保健指導

人間ドック健診機関と個別契約又は集合契約を行い、集合契約については代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行う。ただし、組合員については、「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。

5 受診・利用方法

① 特定健康診査

組合員については、事業主健診及び人間ドックを受診し、その結果を共済組合が受領することで特定健康診査を受診したこととみなすため、受診券は発行しない。利用券は、所属所等を通じ配布する。

被扶養者については、受診券及び利用券を所属所等を通じ配布する。

任意継続組合員及びその被扶養者には、受診券及び利用券を自宅あて送付する。

受診等にかかる窓口負担の額は無料とする。

6 周知や案内の方法

当共済組合が発行する広報誌及びホームページに掲載し、周知を図る。

また、受診券及び利用券を送付する際に特定健診等のリーフレット及び医療機関一覧表を同封し、案内を兼ねて周知を図ることとする。

7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

8 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化する。

9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、次年度の契約準備などを行う。

第六 個人情報保護

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、沖縄県市町村職員共済組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画は、当共済組合ホームページに公表し、周知する。

第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年実施に基づき評価し、目標と大きくかけ離れた場合、その他改善を必要と認める場合は見直しを行う。